

保護者の皆様へ

京都市立藤森中学校  
校長 森本 康裕

## 重要・保存版

## 台風や地震に対する非常措置について（お知らせ）

本校においては、「京都市」（テレビ・ラジオでは、「京都南部」・「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に、「特別警報（大雨、暴風など6種類）」または「暴風警報」が発表された場合、「震度5弱以上」の地震が発生した場合、下記のような措置をとります。非常時にはテレビ・ラジオ・インターネット等の報道に十分注意して行動してください。

記

## 1 特別警報について

- (1) 登校前に発表された場合、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを最優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

午前0時までに解除になった場合	13:00登校・5校時(13:10)から始業	給食×
午前0時現在、特別警報発表中の場合	臨時休業	給食×

- (3) 警報が在校中に発表された場合は、直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで学校に留め置くこととし、その後、気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況などに十分考慮して帰宅させるかどうかを決定しますが、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

## 2 暴風警報について

- (1) 登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

午前7時までに解除になった場合	平常授業(8:30始業)	給食○
午前9時までに解除になった場合	10:30登校、3校時(10:40)から始業	給食○
午前11時までに解除になった場合	13:00登校、5校時(13:10)から始業	給食×
午前11時現在、警報発表中の場合	臨時休業	給食×

- (3) 警報が在校中に発表された場合は、「特別警報」の場合と同様です。

## 3 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、ホームページ、「すぐーる」で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。（特に全市的に避難指示が発令された場合などを想定しています。）

## 4 避難指示が発令された場合について

水害による校区内の学区【竹田学区、藤ノ森学区、砂川学区】のいずれかに避難指示が発令された場合は、暴風警報が発表された場合に準じた措置をとります。

## 5 震度5弱以上の地震発生について

### (1) 登校前に発生した場合

京都市域に震度5弱以上の地震が発生した時は、以下の登校日を臨時休業とします。学校所在の竹田・藤ノ森・砂川・藤城学区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。

下校後、深夜0時までに発生した場合	翌日を臨時休業
深夜0時以降、登校までに発生した場合	当日を臨時休業
休業日、休業前日の下校後に発生した場合	原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページ、「すぐーる」により、授業等を実施する旨を連絡します

※臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

### (2) 在校中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととします。帰宅については、保護者への引き渡し帰宅とします。

### (3) 家庭での啓発

災害時、急に考えたり行動することは難しく、普段から備えておくことが重要です。

大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るために「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、ご家庭でも話し合いや確認をお願いします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。